**機密保持誓約書**

「　　　　　　　　　　　　　　　　　　」（以下「受領者」という）は、会津大学が実施する調達「会津大学教育用計算機システム１賃貸借」に伴い、調達関連資料及び会津大学ホームページを経由して開示される会津大学に関する各種情報（以下「会津大学情報」という）の適正な取り扱いと機密保持、その他関連する事柄等について以下の事項を遵守します。

1. （会津大学情報の定義）
	1. 会津大学情報とは、会津大学から受領者に提供される調達関連資料及び会津大学ホームページを経由して受領者が得る情報、会津大学独自のナレッジ及びノウハウ等の会津大学の法人情報である。但し、会津大学情報に含まれる公知の情報については、会津大学情報と見なさない。

また特定の情報が調達関連資料に掲載している事実についても会津大学情報とする。

* 1. 前項の情報に対する媒体変換（資料のコピー、電子ファイルから紙等への印刷）や部分的な複写も含む電子ファイルの複製等で派生する複製物等についても会津大学情報とする。

２．（情報の管理責任）

本誓約書の署名者は、受領者が得た会津大学情報の取り扱い責任者であり、会津大学情報の管理及び機密保持に関する全責任を負うものとする。

３.（会津大学情報の守秘、目的外使用の禁止、不使用及び情報破棄）

　受領者は、会津大学情報を守秘するものとし、受領者が得た会津大学情報は会津大学が行う調達に対する提案検討等の目的にのみ使用する事に同意し、係る目的に必要な範囲に限り、情報の複製と当該調達案件に必要となる第三者への情報の開示ができることに同意する。

なお、受領者は第三者へ開示した情報に係る守秘及び消去等の処分に係る履行責任を負うものとする。

　また受領者は、調達案件又は過去の調達案件に関する受領者が得た会津大学情報を、当該調達案件に参加しないこととなった時、あるいは当該調達案件について会津大学からの不採用通知の受領日、採用された場合は賃貸借の終了日、又は、大学との協議の上で開示情報に関係する調達に係る関連作業の終了日より、いずれの場合も３０日以内に、媒体等の完全消去、破壊消去、焼却、消去等により処分すること。

４.（情報の帰属と非保証）

　全ての会津大学情報は会津大学に帰属し、受領者に対する会津大学情報の開示により、特許、著作権等の知的財産権に基づく権利について、黙示的であると否とによらず、許諾されないものとする。

５.（機密保持の期間）

　受領者が得た会津大学情報の適正な取り扱いと機密保持に係る受領者の義務は、受領者が得た会津大学情報の有形無形によらず、３.で決定される情報の破棄日より２年間とし、以降は受領者および会津大学で協議の上決定するものとする。

６.（損害賠償）

　受領者は、本誓約書に定める事項に違反して、会津大学情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負担するものであることを確認し、受領者側の責に帰すべき事由により会津大学が損害を被った直接かつ現実に生じた通常生ずべき損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）を賠償するものとする。なお、特別損害については特別の事情を予見すべきであったか否かにかかわらず損害賠償責任を負わないものとする。

７．（準拠法および合意管轄）

①本契約の有効性、解釈および履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

②本契約に関して生じた受領者会津大学間の紛争については、福島地方裁判所又は被告の本社所在地の管轄地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

　２０２５年　　月　　日

会社

所在地

役職

署名者　　　　　　　　　　　　　印

仕様書を提供する情報の送付先となるメールアドレス。 @

機密保持誓約書の記入について

「機密保持誓約書」１行目の「　　」部分に貴社正式名称を記入し、書類下部に会社情報及び情報管理責任者となる方の署名及び捺印の上、提出下さい。

「仕様書を提供する情報の送付先となるメールアドレス」宛に、仕様書の掲示URL、ID、パスワード、仕様書(PDF)をアクセスするためのパスワードを通知します。